

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

山形労働局

-YAMAGATA LABOUR BUREAU-

「ヤッピー」は山形労働局のイメージキャラクターです。



「働き方改革」の実現に向けた 中小企業・小規模事業者支援策

山形労働局

(2019.10.10改訂)

「働き方改革」実現に向けた中小企業・小規模事業者支援策

「働き方改革」の主な課題及びその支援策	支 援 策				
	A 各種制度、取組方法などの周知、導入支援	B 個別相談・訪問	C 助成金・奨励金	D 補助金・融資・税制	E その他
①長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none"> ○導入支援ツールの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・36協定作成支援ツール(厚生労働省HP) ・働き方・休み方改善ポータルサイト(同上) ○セミナー・説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革推進支援センター主催セミナー ・労働局・監督署・ハローワーク主催関係法令等説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革推進支援センター：相談・専門家派遣(山形県社会保険労務士会Tel.0800-800-3552) ○労働時間相談・支援コーナー：相談・訪問(各労働基準監督署) ○よろず支援拠点：経営相談(Tel.023-647-0708) 	<ul style="list-style-type: none"> ○時間外労働等改善助成金：(労働局雇用環境・均等室 P4) Tel.023-624-8228) ○小規模事業場産業医活動助成金(保健師コース)小規模事業場が保健師と長時間労働者等に対する保健指導等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業保健活動が行われた場合に実費を助成(山形産業保健総合支援センターTel.023-624-5188) 	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革推進支援資金：長時間労働の是正など働き方改革を実現するための設備資金及び長期運転資金(融資限度額7億2千万円、内運転資金2億5千万円)を融資(日本政策金融公庫山形支店 国民生活事業Tel.023-642-1331、中小企業事業Tel.023-641-7941) 	
②非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化	<ul style="list-style-type: none"> ○導入支援ツールの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働ポータルサイト(厚生労働省HP) ・多様な人材活用で輝く企業応援サイト(同上) ・無期転換ポータルサイト(同上) ・同一労働同一賃金ガイドライン案(同上) ○マニュアルの普及 <ul style="list-style-type: none"> ・業種別の「同一労働同一賃金導入マニュアル」の周知・普及 ○セミナー・説明会 <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革推進支援センター主催セミナー ・労働局・監督署・ハローワーク主催関係法令等説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ○正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談支援(労働局雇用環境・均等室Tel.023-624-822) ○働き方改革推進支援センター：相談・専門家派遣(山形県社会保険労務士会Tel.0800-800-3552) ○よろず支援拠点：経営相談(Tel.023-647-0708) 	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリアアップ助成金：(各ハローワーク) P5 ○正社員化促進事業奨励金：上記キャリアアップ助成金の受給があり、50歳未満の非正規雇用労働者を正社員に転換し、6か月間継続雇用した企業を支援(山形県商工労働部雇用対策課Tel.023-630-2389) 	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革推進支援資金：非正規雇用の処遇改善に取り組むなど働き方改革を実現するための設備資金及び長期運転資金(融資限度額7億2千万円内運転資金2億5千万円)を融資(日本政策金融公庫山形支店 国民生活事業Tel.023-642-1331、中小企業事業Tel.023-641-7941) 	
③両立支援・女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ○導入支援ツールの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍・両立支援総合サイト(厚生労働省HP) ・中小企業のための女性活躍推進サポートサイト(一般財団法人女性労働協会) ・女性の活躍推進企業データベース(厚生労働省HP) ・女性活躍推進法「見える化」サイト(内閣府HP) ○育児・介護支援プラン導入支援事業：社労士等の育児・介護プランナーが育児・介護休業からの復帰プランの策定を支援(厚生労働省HP) 	<ul style="list-style-type: none"> ○両立支援・女性活躍、「くるみん」「えるぼし」認定に関する相談窓口(労働局雇用環境・均等室Tel.023-624-8228) 	<ul style="list-style-type: none"> ○両立支援等助成金：(労働局雇用環境・均等室 P6) Tel.023-624-8228) 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性活躍企業応援融資：県内の事業者で事業開始後1年以上経過し、女性の管理職登用等に積極的に取り組む事業者や「くるみん」または「えるぼし」認定など、いずれかの要件を満たす企業。融資金額300万以上5億以内、運転又は設備資金(荘内銀行Tel.0235-22-5211・日本政策金融公庫山形支店Tel.023-641-7941) 	
④高齢者の就業促進	<ul style="list-style-type: none"> ○マニュアルの普及 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳超雇用推進マニュアル(独法 高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部) ・65歳超雇用推進事例集(同上) ・高齢社員戦力化のためのヒント集(同上) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯現役支援窓口(ハローワーク山形Tel.023-684-1521・ハローワーク酒田0234-27-3111) ○高齢者の就業相談(各シルバー人材センター) ○(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部：相談窓口(Tel.023-674-9567) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定求職者雇用開発助成金(各ハローワーク) ○65歳超雇用推進助成金：(P7) ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部Tel.023-674-9567) 		

「働き方改革」実現に向けた中小企業・小規模事業者支援策

不安や問題点及びその支援策	支援策				
	A 各種制度、取組方法などの周知、導入支援	B 個別相談・訪問	C 助成金・奨励金	D 補助金・融資・税制	E その他
⑤ 人手不足対応	<p>○導入支援ツールの活用 ・中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン(厚生労働省・中小企業庁) ・人手不足対事例集 ・人材確保に「効く」事例集(厚生労働省)</p> <p>○セミナー・説明会 ・働き方改革推進支援センター主催セミナー</p>	<p>○働き方改革推進支援センター:相談・専門家派遣(山形県社会保険労務士会Tel.0800-800-3552)</p> <p>○よろず支援拠点:経営相談(Tel.023-647-0708)</p> <p>○ハローワークの人材確保対策コーナー(Tel.023-684-1521)</p>	<p>○人材確保等支援助成金:P8 (労働局職業対策課Tel.023-626-6101)</p> <p>○専門的実践教育訓練給付金(各ハローワーク)</p>	<p>○セーフティネット貸付制度:社会的、経済的環境の変化の影響により一時的に売り上げや利益が減少し、資金繰りに支障をきたしているが、中長期的にはその業績が回復することが見込まれる中小企業・小規模事業者を対象とする設備資金または運転資金。(融資限度額:4億8千万円)(日本政策金融公庫山形支店国民生活事業Tel.023-642-1331、中小企業事業023-641-7941)</p>	<p>○生産性向上支援訓練:企業の課題・ニーズに対応するオーダーメイドの生産性向上に資する在職者訓練の実施(ポリテクセンター山形Tel.023-686-2008)</p>
⑥ 賃金引上げ・労働生産性の向上	<p>○導入支援ツールの活用 ・働きやすく生産性の高い職場のポータルサイト(厚生労働省) ・中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン(同上) ・平成30年度中小企業施策利用ガイドブック(中小企業庁)</p> <p>○セミナー・説明会 ・働き方改革推進支援センター主催セミナー ・労働局、監督署・ハローワーク主催の各種説明会、働き方改革関連法説明会(予定)</p>	<p>○働き方改革推進支援センター:相談・専門家派遣(山形県社会保険労務士会Tel.0800-800-3552)</p> <p>○生産性向上人材育成支援センター:職業能力開発に関する相談(ポリテクセンター山形Tel.023-686-2008)</p> <p>○よろず支援拠点:経営相談(Tel.023-647-0708)</p> <p>○山形県事業引き継ぎ支援センター(Tel.023-647-0663)</p>	<p>○人材確保等支援助成金:P8 (各ハローワーク)</p> <p>○業務改善助成金:P9 (労働局雇用環境・均等室Tel.023-624-8228)</p> <p>○業務改善奨励金:事業場内最低賃金を30円以上引上げ、上記業務改善助成金の受給があること(山形県商工労働部雇用対策課Tel.023-630-2389)</p> <p>○時間外労働等改善助成金:P4 (労働局雇用環境・均等室Tel.023-624-8228)</p> <p>○キャリアアップ助成金:P5 (各ハローワーク)</p>	<p>○ものづくり・商業・サービス補助金:革新的なサービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を支援(Tel.山形県中小企業団体中央会Tel.023-674-8430)</p> <p>○IT導入補助金:生産性向上に資するITツール(ソフトウェア)の導入を支援(東北経済産業局 商業・流通サービス産業課022-221-4914)</p> <p>○小規模事業者持続化補助金:商工会・商工会議所と作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等を支援(問い合わせ先:各商工会議所・各商工会)</p> <p>○固定資産税の特例:生産性向上特別措置法に基づき、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税を0~1/2に軽減。(山形市商工労働観光部雇用創出課Tel.023-641-1212 内線416)</p> <p>○所得拡大促進税制:1.5%以上の賃上げを行った中小企業に前年度からの給与増加額の15%を法人税から税額控除。さらに、2.5%以上の賃上げに加えて人的投資や生産性向上に取組む企業には税額控除率を25%に上乘せ。(東北経済産業局中小企業課Tel.022-221-4922)</p> <p>○事業承継補助金:設備投資、販路拡大、既存事業の廃業などに必要な経費。補助率1/2または2/3、補助上限150万円~1,200万円(事業承継補助金事務局Tel.03-6264-2670)</p> <p>○事業承継税制:非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において経営承継円滑化法における県知事の認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除される特例(山形県商工労働部 中小企業振興課Tel.023-630-2354)</p>	
⑦ 取引条件の改善	<p>○労働時間相談・支援コーナー(各労働基準監督署)</p> <p>○下請けかけこみ寺活用事例集(公益財団法人全国中小企業取引振興協会)</p>	<p>○下請Gメン(経済産業局中小企業課取引調査担当Tel.022-217-0417)</p> <p>○下請けかけこみ寺(公益財団法人山形県企業振興公社Tel.023-647-0662)</p>		<p>○事業承継補助金:設備投資、販路拡大、既存事業の廃業などに必要な経費。補助率1/2または2/3、補助上限150万円~1,200万円(事業承継補助金事務局Tel.03-6264-2670)</p> <p>○事業承継税制:非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において経営承継円滑化法における県知事の認定を受けたときは、相続税・贈与税の納税が猶予及び免除される特例(山形県商工労働部 中小企業振興課Tel.023-630-2354)</p>	<p>○下請取引の適正化に係る通報制度の適正な運用:下請中小企業の長時間労働の背景に、親事業者の下請法等違反が疑われる事案の監督署から中企庁・公取委への通報制度の適切な運用</p>
⑧ 業種別の取組	<p>【介護分野】 介護分野における生産性の向上についてガイドライン(施設サービス・居宅サービス・医療系サービス)を策定し、その普及啓発・、ICT化等の推進</p> <p>【生活衛生分野】 生産性向上や業務改善に取り組みやすくするためのガイドラインを作成・普及啓発。専門家による好事例紹介や、最低賃金制度及び各種助成金制度の周知のためのセミナーや個別相談等の実施</p> <p>【自動車運送業】 トラック輸送における取引環境・長時間労働改善のためのガイドラインの策定と普及</p> <p>【情報サービス業】 時間外労働の発生する要因分析と改善方策の検討・推進</p> <p>【建設業】 適切な工期設定等を求めるガイドラインの徹底</p> <p>【医療】 山形県医療勤務環境改善支援センター(Tel.023-630-3159)における経営及び労務に関するアドバイスの実施</p>				

A 各種制度、取組方法などの周知、導入支援

「元々の制度の内容がわからない」「取り組もうと思うが、具体的な方法や事例を知りたい」等の声に応えます。

【その1】国の機関等に備え付けのパンフレットほか、サイト上の法令・指針や各種支援制度をお知らせする「導入支援ツール」をご利用ください。

※サイトの例

働き方・休み方改善ポータルサイト

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スタートアップ労働条件/36協定作成支援ツール

<http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>

【その2】労働局、「山形働き方改革推進支援センター」、「よろず支援拠点」などの情報提供窓口をご利用ください。

【その3】労働局等が主催する各種説明会のほか、山形働き方改革推進支援センターが主催する出張相談会やセミナー等をご利用ください。

山形労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/>

山形働き方改革推進支援センター(山形県社会保険労務士会)

<http://ymgt-hatarakikata.com>

B 個別相談・訪問（専門家派遣）

「時間外労働の削減を検討しているが、業務の見直し、支援策の利用と合わせて進めたい」「女性・高齢者の就業について情報は得られたが、自社がまず取り組むべきことは何か、助言を受けたい」等の具体的な声に応えます。

【その1】長時間労働の是正、非正規雇用労働者の処遇改善、両立支援・女性活躍などに向け、業務内容の見直し、適切な中小企業・小規模事業者への支援策の活用にも踏み込んだ、社会保険労務士等による個別の相談や専門家派遣に応じています。

⇒「働き方改革推進支援センター」(山形県社会保険労務士会内)

行政機関による相談・個別訪問

【その2】専門の「労働時間相談・支援班」が、時間外・休日労働協定、変形労働時間制、長時間労働の削減に向けた取組などのご相談について、お悩みに沿った解決策を提案します。

⇒「労働時間相談・支援コーナー」(各労働基準監督署)

【推進支援センターの専門家派遣による支援例】

・無駄な業務の削減・合理化、機械・設備導入等による業務プロセスの見直し

・業務プロセスの見直しに即した働き方の確立、時間外労働の上限規制への対応、支援策の活用

36条協定の締結など
(法令遵守、事業活動に適合した労働時間の管理)

よろず支援拠点

<http://yoro-zu-yamagata.com/>

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部

<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/yamagata/index.html>



①長時間労働の是正

長時間労働の見直しをしたい

時間外労働等改善助成金

- 時間外労働等改善助成金4つのコース
(各コースの目的を達成するため機器の導入費等の一部助成)
 - ・時間外労働上限設定（36協定の延長時間を短縮）
 - ・職場意識改善（生産性の向上による残業の削減や特別休暇の導入促進）
 - ・勤務間インターバル（9時間以上の休息時間を導入）
 - ・団体推進コース（傘下企業の時間外労働上限規制への対応に向けた取組を実施）

時間外労働上限設定コースの支給要件

【時間外労働上限設定コース】

月80時間、年間720時間を超えるなどの特別条項付き36協定を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成します。

【支給額】取組の実施に要した経費の3/4
設定時間数に応じ50～150万円

時間外労働上限設定コースの申請の流れ

- 1 実施計画書を添付し労働局に助成金の交付申請
- 2 労働局で受付・審査を実施

交付申請の受付・審査は令和元年11月29日まで（必着）

- 3 審査の結果交付・不交付の決定・通知

申請に係る事業の実施は交付決定後に行うこと

- 4 事業主は通知を受け、計画に基づきすべての事業場において、平成31年度又は令和2年度内に有効な36協定について、時間外労働時間数等を短縮し、管轄の労働基準監督署長に届出を実施

- 5 届出実施後1ヶ月以内または2月28日のいずれか早い日まで労働局雇用環境・均等室に申請

時間外労働等改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

時間外労働等改善助成金の活用事例

【時間外労働上限設定コース】

- 作業動線の改善のため、収納用棚の整備
 - 青果物の自動搬送袋とじ機の設置導入
- 上記の労働能率の増進に関わる機器の導入等に係る経費を助成。

導入支援ツール

- ・「36協定の締結当事者の要件」（平成29年12月）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000187490.pdf>
- ・36協定作成支援ツール
<http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>
- ・長時間労働の削減に向けて（平成29年9月）
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/chojikanroudou.pdf>
- ・「モデル就業規則」（平成30年1月）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000187488.pdf>
- ・労働時間適正把握ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html
- ・働き方・休み方改善ポータルサイト
<http://work-holiday.mhlw.go.jp>

②非正規雇用労働者の処遇改善

非正規雇用労働者のキャリアアップを図りたい

キャリアアップ助成金

○ キャリアアップ助成金7つのコース

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

キャリアアップ助成金の主なコースの紹介

【正社員化コース】

有期契約労働者、無期契約労働者、自社に派遣されている派遣労働者を就業規則に基づき正社員・直接雇用へ転換した場合に1人当たり支給

【支給額】

- 1 有期→正規 57万円<72万円>
 - 2 有期→無期（期間の定めのないパートを含む）
28.5万円<36万円>
 - 3 無期→正規 28.5万円<36万円>
- ※< >は「生産性要件」を満たした場合の金額

【賃金規定等改定コース】

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定し、昇給を図った場合に1事業所当たり支給

【支給額】 4.75万円～285万円<6万円～360万円>

【賃金規定等共通化コース】

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に1事業所当たり支給

【支給額】 57万円<72万円>

キャリアアップ助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金（正社員化コース） のご案内

【支給要件】

通算雇用期間3年以内の有期契約労働者を①正規雇用の労働者、もしくは②無期契約労働者（①②いずれも賃金を一定割合増額する者に限る。）に転換させた場合、または③無期契約労働者を正規雇用の労働者に転換させた場合に、1人当たり①57万円、②28.5万円、③の場合28.5万円を支給します。

【申請までの流れ】

- 1 キャリアアップ計画書の作成
▼
計画作成前にキャリアアップ管理者を決める。いつごろにどのコースを実施するか定める
- 2 キャリアアップ計画書を計画期間の初日までにハローワークに提出する
▼
計画期間は3年以上5年以内で定める
- 3 キャリアアップ計画認定書を労働局より送付
▼
- 4 正社員化の実施
▼
就業規則または労働協約等に基づいて実施する必要あり。就業規則には手続き方法、転換要件、転換時期を定める
- 5 6ヶ月の賃金支払
▼
- 6 2ヶ月以内にハローワークに支給申請

導入支援ツール

- ・パート・有期労働ポータルサイト
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>
- ・多様な人材活用で輝く企業応援サイト（キャリアアップガイド）
<http://tayou-jinkatsu.mhlw.go.jp/>
- ・有期契約労働者の無期転換ポータルサイト
<http://muki.mhlw.go.jp/>
- ・同一労働同一賃金ガイドライン案
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

③ 両立支援・女性の活躍推進

女性の管理職登用をすすめたい 仕事と育児や介護
などワークライフバランスを図りたい

両立支援等助成金

- 両立支援等助成金 6つのコース
男性の育児休業の取得促進、仕事の育児・介護の両立、女性の活躍など職場環境を改善し、労働者の職場定着に貢献するなど、多様な働き方に対応するための助成金です。

両立支援等助成金の主なコースの紹介

【出生時両立支援コース】

男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取り組みによって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に支給

【支給額】 1人目育休取得の場合 57万円<72万円> (中小企業)
28.5万円<36万円> (中小企業以外)

※< >は「生産性要件」を満たした場合の金額

【育児休業等支援コース】(代替要員確保時)

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給

【支給額】 対象者1人当たり 47.5万円<60万円>

【女性活躍加速化コース】

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した中小企業事業主に支給

【支給額】
2つ以上の取組目標達成 38万円<48万円> ※常用労働者数300人以下 企業のみ対象
数値目標達成 28.5万円<36万円>

両立支援等助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

育児休業等支援コース(代替要員確保時)のご案内

【支給の要件】

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

【申請までのスケジュール】

- 1 育児休業取得者の職場復帰前に、育児休業が終了した労働者を原職等に復帰させる旨を就業規則に規定します。
- 2 事業主が休業期間中の代替要員を新たな雇入れ、派遣により確保します。
- 3 育児休業3か月以上取得
- 4 育児休業取得者の業務を代替
- 5 職場復帰
- 6 職場復帰時、規定に基づき原職等に復帰させ、更に6か月以上継続雇用する
- 7 労働局雇用環境・均等室に支給申請

導入支援ツール

- ・ 中小企業のための女性活躍推進サポートサイト
<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>
- ・ 女性活躍推進法「見える化」サイト(内閣府HP)
http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html
- ・ 女性の活躍推進企業データベース
<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>
- ・ 女性の活躍・両立支援総合サイト
<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>
- ・ 育児・介護支援プラン導入支援事業
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000080072.html>

④ 高齢者の就業促進への対応

高齢者の活躍を図りたい 活用できる助成金は？

65歳超雇用推進助成金

○65歳以上への継続雇用延長や定年引き上げ、高齢者向けの雇用管理制度の整備等を行う事業主に3つのコースで支援します。

65歳超雇用推進助成金の各コースの紹介

【65歳超継続雇用促進コース】

- ・①65歳以上への定年の引上げ、②定年の定め廃止、③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度のいずれかを導入した事業主へ助成。

【支給額】 定年等引上げ年数と対象被保険者数に応じて支給額が決定されます。（5～160万円）

【高年齢者評価制度等雇用管理改善コース】 NEW

- ・高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備措置を実施した事業主に対して助成。

【支給額】 支給対象経費の60%[45%]
生産性要件を満たす場合75%[60%]

※1 支給対象経費
当該措置の実施に30万円の費用を要したものとみなす。

※2 []の額は、中小企業以外の事業主

【高年齢者無期雇用転換コース】

- ・50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成。

【支給額】
対象労働者1人につき48万円 [38万円]
生産性要件を満たす場合は60万円 [48万円]
[]の額は、中小企業以外の事業主

65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)のご案内

【主な支給要件】

- 1 制度を規定した際に経費を要した事業主であること
- 2 制度を規定した労働協約・就業規則を整備している事業主であること
- 3 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、就業規則等により A.65歳以上への定年の引上げ、 B.定年の定め廃止、 C.希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかに該当する制度を実施している事業主であること。
- 4 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- 5 高年齢者雇用推進者の選任及び次の(a)～(g)までの高年齢者雇用管理に関する措置を1つ以上実施している事業主であること

【高年齢者雇用管理に関する措置】

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
- (b) 作業施設・方法の改善
- (c) 健康管理、安全衛生の配慮
- (d) 職域の拡大
- (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
- (f) 賃金体系の見直し
- (g) 勤務時間制度の弾力化

【支給申請の流れ】

定年引上げ等実施後2か月以内に(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部提出後、本部審査(支給(不支給)の決定)

独立行政法人高年齢・障害・求職者支援機構のホームページ→

<http://www.jeed.or.jp/>

申請様式、支給申請の手引きはこちら→

<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html>

導入支援ツール

- ・65歳超雇用推進マニュアル・65歳超雇用推進事例集

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/manual.html>

- ・高年齢社員戦力化のためのヒント集

<http://www.jeed.or.jp/elderly/research/enterprise/active65.html>

⑤ 人手不足への対応

労働環境の改善を図り、人材の定着を図りたい

人材確保等支援助成金

○人材確保等支援助成金 6つのコース

新たな雇用管理制度の導入、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度の整備、設備の改善、介護福祉機器の導入などに加え、働きやすい職場にするために労働環境の整備を通じて従業員の雇用の安定に取り組む事業主を支援します。

人材確保等支援助成金の主なコースの紹介

【働き方改革支援コース】 NEW

残業時間の上限設定を短縮、有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度のいずれか（いわゆる働き方改革）を導入した上で、不足することとなる人材を計画的に雇い入れる事業主に対して助成。

【支給額】

○計画達成助成

雇い入れる労働者1人当たり 60万円
(短時間労働者の場合 40万円)

○目標達成助成（3年後に生産性要件などをクリアした場合）

雇い入れた労働者1人あたり 15万円 を追加支給
(短時間労働者の場合 10万円)

【雇用管理制度助成コース】

雇用管理制度（評価・処遇制度・研修制度・健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて離職率の低下を実現した事業主へ助成。

【支給額】 目標を達成した場合 <72万円> 57万円

※ < > の額は生産性要件を満たした場合の額

人材確保等支援助成金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292.html>

人材確保等支援助成金 (働き方改革支援コース)のご案内

【支給要件】

時間外労働等改善助成金を受給したうえで、雇用管理改善計画に基づき、計画の初日から6か月以内に新たに雇入れした人を1年を超えて雇用すること

計画による最初の雇用予定日の属する月の初日の6か月前の日～1ヶ月前の日の前日まで

【申請までのスケジュール】

1 雇用管理改善計画を作成し、認定を受ける
(この時点で時間外労働等改善助成金交付決定通知書が必要となります)

2 計画の初日から1年後を計画期間末日として、計画達成助成の支給申請（計画期間終了後、2ヶ月以内）
<条件> ・期間中に事業主都合の離職者がいないこと
・期間中の離職率が30%以下であること

3 計画の初日から3年後、目標達成助成の支給申請（計画初日から3年経過する日の翌日から、2ヶ月以内）
<条件> ・上記の条件に加えて、3年後の生産性が6%以上伸びていること

導入支援ツール

- ・中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2017/170703hitodebusokuGL.pdf>
- ・中小企業・小規模事業者の人手不足対応事例集
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/hitodetaiou/2017/170331torimatomejireisyu.pdf>
- ・人材に「効く」事例集
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1160000-Shokugyouanteikyoku/0000203093.pdf>

⑥賃金引上げと労働生産性の向上

助成金を活用し、賃金引上げ・業務の改善に取り組みたい

業務改善助成金

○中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

業務改善助成金のご案内

事業場規模30人以下の事業場が生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金（時給相当額820円以下の事業場対象（R1.10月現在）を30円以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

【支給額】

- ・設備投資などにかかった対象経費の $4/5 < 9/10$
- ・上限額：賃金引上げ労働者数に応じ、50万円～100万円

※ $< >$ の額は生産性要件を満たした場合の額
業務改善奨励金：事業場内最低賃金を30円引き上げ、この助成金を受給した場合に、県が上乘せして支給するものです。

【申請の流れ】

- 1 事業実施計画（賃金引上げ、設備投資などによる業務改善）等を添付し、労働局雇用環境・均等室に助成金の交付申請
- 2 労働局で受付・審査を実施の上、交付・不交付の決定・通知
- 3 事業主は通知を受け、計画に基づき事業場内最低賃金の引き上げ、設備投資等の実施
- 4 事業完了日から1ヶ月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日まで労働局雇用環境・均等室に実績報告（審査により交付決定、交付額確定・通知）

交付申請の受付は、令和2年1月31日まで（必着）

業務改善助成金の活用事例

【業種】クリーニング業 【従業員数】10～19人

POSレジシステムの導入により、早く正確に顧客にポイントを付与し、空いた時間を従業員のスキルアップに充てることによって、顧客満足度が向上した。接客にかかる時間短縮及び顧客情報の一元管理によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給（最低賃金）を50円引き上げた。

- ・業務改善助成金 <https://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>
- ・業務改善奨励金 <https://www.pref.yamagata.jp/sangyo/rodo/jigyosha/7110009seishainkasyotokukojo26.html>
- ・人材確保等支援助成金 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292.html>
- ・時間外労働等改善助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rouddou/roudoukijun/jikan/index.html
- ・キャリアアップ助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rouddou/part_haken/jigyounushi/career.html

導入支援ツール

- ・働きやすく生産性の高い職場のポータルサイト <http://koyoukanri.mhlw.go.jp/>
- ・中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2017/170703hitodebusokuGL.pdf>
- ・平成30年度中小企業施策利用ガイドブック http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/g_book/h30/180423gbookall.pdf
- ・生産性向上支援訓練（ポリテクセンター山形） <http://www3.jeed.or.jp/yamagata/poly/biz/index.html>